

福生市公民館本館だより  
平成 26 年 12 月 13 日発行 No.11

# 学びの クロスロード

編集/発行：福生市公民館（本館） 福生市福生 2455 番地 ※市民会館併設  
※公民館事務所 福生市牛浜 163 番地（さくら会館内）

☎552-2118 FAX552-2228

## ～あなたのそばにある学びの場～ 公民館本館に集まれ～！

公民館は、社会教育法に基づいて、市民の皆さんが主体の学習活動・文化活動をサポートする教育機関です。市内には公民館本館（市民会館併設）と二つの分館があります。

今号では、皆さんの身近にある公民館本館をぜひ利用していただきたい！と考え、御紹介します。講座を受ける、施設を利用する、ぜひのぞいてみてください。（施設案内は2・3ページ、講座のお知らせは4ページに掲載しています。）



講座「ナチュラルに暮らしを楽しむ」

### 公民館ってこんなところです



- ・主催事業を通じて学習への関心を高め、交流の場をつくれます。
- ・サークル活動を通じて学習を深め、広げるためのお手伝いをします。
- ・サークル活動の場としての施設や備品を提供します。
- ・活動の成果を発表する場「市民音楽祭」「本館まつり」や「市民文化祭」を行います。（←今年の本館まつり）

### 公民館を利用するには

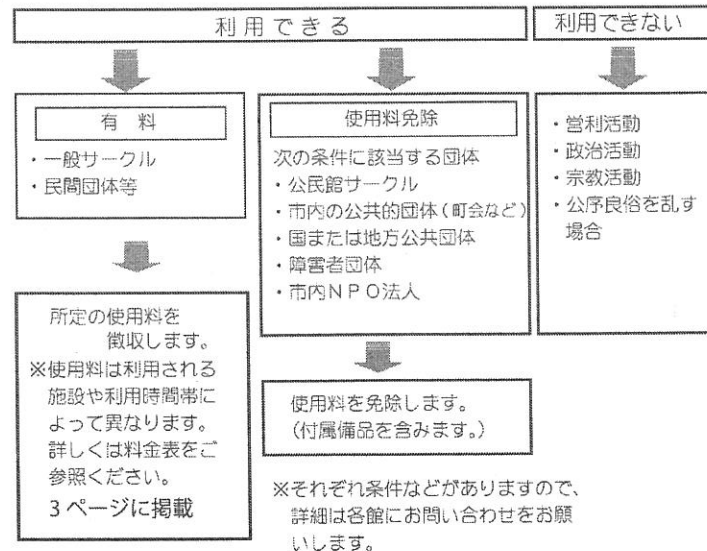
公民館を利用する場合は、窓口で申請書に記入し、使用料をお支払いください。公共的団体は免除となります（右図参照）。

申請は利用日の1か月前からです。

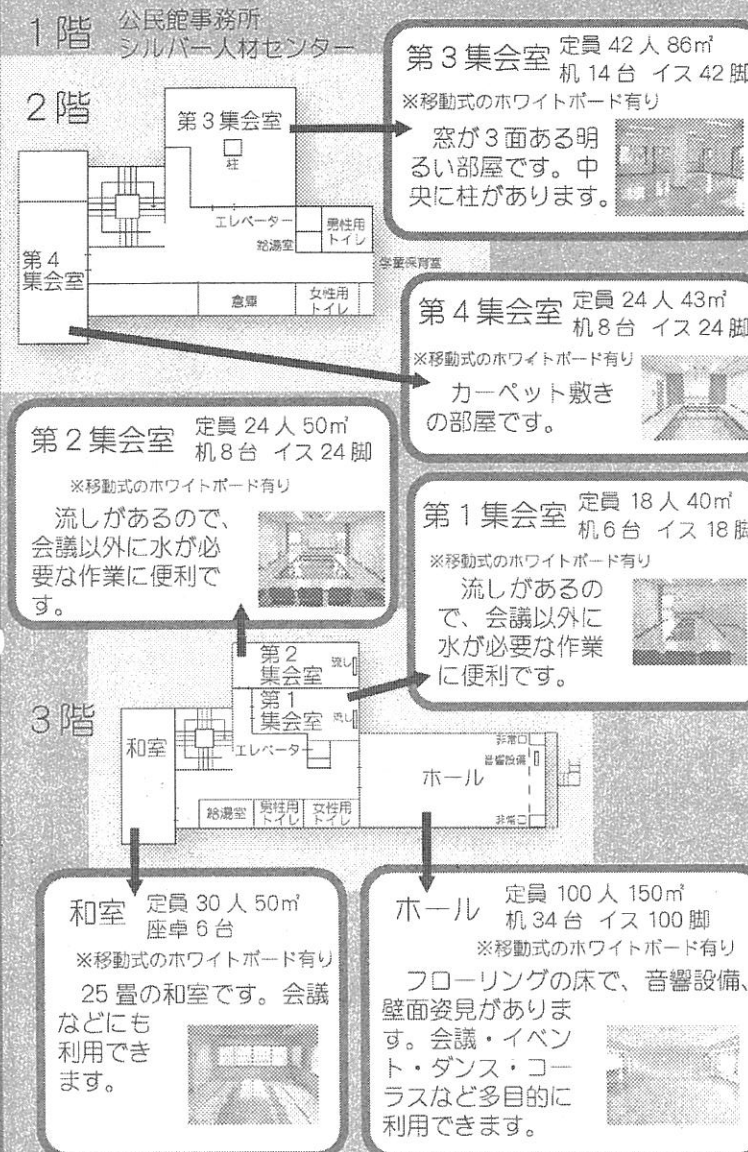
公民館本館では毎月初日に翌月の利用抽選会を行います。以後、空いている時間帯は、随時利用申請ができます。空き状況は、市のホームページでも確認できます。電話での問合せは福生市民会館☎552-1711へ。

サークル登録・講座等の問合せは、公民館事務所（さくら会館内）☎552-2118へ。

### 公民館施設利用の流れ



さくら会館（地域会館）※市民会館・公民館に隣接  
学童保育室さくらクラブ併設



公民館本館に隣接する地域会館「さくら会館」も社会教育施設・集会室として利用することができます。利用の申込みは1階の公民館事務所の窓口で。  
【利用料金】1時間につき  
ホール 500円、その他の集会室 300円

### ◆編集後記

今年も本館の事業は市民の皆さんに支えられて、無事行うことができました。「市民との協働」の現場であることを日々実感しています。この「クロスロード」をきっかけに、新しい仲間が増えたらうれしく思います。

どうぞお気軽に、公民館本館に来てみてください。職員もさくら会館の事務所で待っています！



こころ亭久茶さん

◆主催事業の案内・募集については、市報またはホームページ等でお知らせします。詳細については、公民館事務所（さくら会館内）☎552-2118へ直接お問合せください。

## 事業のお知らせ

学び楽しさを再発見

『史記』を読む講座2～故事成語の由来をたずねて

日ごろ私たちが何気なく使っている「完璧」や「国士無双」などの言葉は、司馬遷が記した歴史書『史記』の中に見られます。この講座では、『史記』



二十四史の一つ「史記」

を読み、故事成語の由来やエピソードをたずねていきます。『史記』がとても身近に感じられるはずです。なお、この講座は公民館サークル「まほろばの会」との協働で企画しました。

◆日時 1月24日・31日・2月7日・21日・28日の土曜日、午後2時～4時（全5回）

◆場所 市民会館・公民館第3集会室

◆対象 市内在住・在勤・在学の方

◆定員 先着30人

◆講師 小林岳（たかし）氏（早稲田大学高等学院教諭）

◆申込み 1月7日（水）から公民館事務所へ。☎552-2118

新春落語  
笑って学べる  
「落語で学ぶ 相続・遺言・後見」  
気になる相続のハナシ。相続税が変わるって？

どこの家庭でも起こりうる相続問題。相続トラブルの解決実績を多数持つ実務家行政書士が、相続・遺言にまつわる問題や解決法を落語風におもしろく、わかりやすく解説します。

相続税の改正に伴うタイムリーな講座、ぜひ御参加ください。

◆日時 1月17日（土）午後5時30分～7時

◆場所 さくら会館3階ホール

◆講師 木崎海洋氏（行政書士・落語家名・こころ亭久茶）、小嶋公志氏（税理士）

◆定員 先着80人。直接会場へ。